＜　労働者派遣法に基づく情報公開について　＞

労働者派遣法第 23 条第 5 項の規定により、派遣元事業主（当社）は毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（以下「マージン率」といいます）を公開することが義務付けられています。

このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

（当該割合に小数点以下一位未満の端数が生じた場合には、これを四捨五入する）

一番多くを占めるのがスタッフの給与で料金総額の約 68%です。

次いで、スタッフの雇用主として負担する労災保険・雇用保険・厚生年金保険・健康保険などの社会保険料が約 10%となります。

また、スタッフの有給休暇を取得する際に、就業先に休暇期間についての料金請求はできませんが、当社としては、スタッフの雇用主として賃金の支払が生じる為、その引当分として 11%の費用が含まれています。

その他、会社営業担当者やコーディネーターなどの人件費、教育訓練費、オフィス賃借料、募集費等をはじめとする諸経費がかかることから、これらすべてを差し引いた残り約 1%程度が会社の営業利益となります。

◆西日本エリートスタッフ株式会社
◎久留米本社 〒830-0017 久留米市日吉町 15-60　ニッセイ久留米ビル 9F

●労働者派遣の実績とマージン率等

2024 年 6 月 1 日現在	派遣労働者の数	60　人
2022 年度 （2022 年 10 月 1 日～2023 年 9 月 30 日）	派遣先事業者数（実数）	88　件
2023 年度 （2023 年 10 月 1 日～2024 年 9 月 30 日）	労働者派遣に関する料金の平均額 （1 日 8 時間当たり）	14,490　円
2023 年度 （2023 年 10 月 1 日～2024 年 9 月 30 日）	派遣労働者の賃金の額の平均額 （1 日 8 時間当たり）	9,840　円
2023 年度 （2023 年 10 月 1 日～2024 年 9 月 30 日）	マージン率	32.1　%
2022 年度 （2022 年 10 月 1 日～2023 年 9 月 30 日）	雇用安定措置を講じた人数	24　人

●法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別等
労使協定の締結の有無：有（当該協定の有効期間の終期　2026 年 3 月 31 日）
当該協定の対象となる派遣労働者の範囲：派遣先で従事するすべての従業員

●教育訓練に関する事項

訓練種別	対象となる派遣労働者	賃金支給の有無	派遣労働者の費用負担
入職時研修	新規採用者	有給	無償
職能別訓練	1 年以上の雇用が見込まれる方	有給	無償
リーダー育成研修	1 年以上の雇用が見込まれる方	有給	無償

●キャリアコンサルティング相談窓口の連絡先　　0120-091159

●福利厚生　　社会保険、有給休暇、育児・介護休暇、定期健康診断

＜　労働者派遣法に基づく情報公開について　＞

労働者派遣法第 23 条第 5 項の規定により、派遣元事業主（当社）は毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（以下「マージン率」といいます）を公開することが義務付けられています。

このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

（当該割合に小数点以下一位未満の端数が生じた場合には、これを四捨五入する）

一番多くを占めるのがスタッフの給与で料金総額の約 66%です。

次いで、スタッフの雇用主として負担する労災保険・雇用保険・厚生年金保険・健康保険などの社会保険料が約 10%となります。

また、スタッフの有給休暇を取得する際に、就業先に休暇期間についての料金請求はできませんが、当社としては、スタッフの雇用主として賃金の支払が生じる為、その引当分として 11%の費用が含まれています。

その他、会社営業担当者やコーディネーターなどの人件費、教育訓練費、オフィス賃借料、募集費等をはじめとする諸経費がかかることから、これらすべてを差し引いた残り約 1%程度が会社の営業利益となります。

◆西日本エリートスタッフ株式会社
◎佐賀オフィス　〒840-0801 佐賀市駅前中央 1-4-8　太陽生命佐賀ビル 5F

●労働者派遣の実績とマージン率等

2024 年 6 月 1 日現在	派遣労働者の数	62　人
2022 年度 （2022 年 10 月 1 日～2023 年 9 月 30 日）	派遣先事業者数（実数）	57　件
2023 年度 （2023 年 10 月 1 日～2024 年 9 月 30 日）	労働者派遣に関する料金の平均額 （1 日 8 時間当たり）	14,249　円
2023 年度 （2023 年 10 月 1 日～2024 年 9 月 30 日）	派遣労働者の賃金の額の平均額 （1 日 8 時間当たり）	9,434　円
2023 年度 （2023 年 10 月 1 日～2024 年 9 月 30 日）	マージン率	33.8　%
2022 年度 （2022 年 10 月 1 日～2023 年 9 月 30 日）	雇用安定措置を講じた人数	9　人

●法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別等
労使協定の締結の有無：有（当該協定の有効期間の終期　2026 年 3 月 31 日）
当該協定の対象となる派遣労働者の範囲：派遣先で従事するすべての従業員

●教育訓練に関する事項

訓練種別	対象となる派遣労働者	賃金支給の有無	派遣労働者の費用負担
入職時研修	新規採用者	有給	無償
職能別訓練	1 年以上の雇用が見込まれる方	有給	無償
リーダー育成研修	1 年以上の雇用が見込まれる方	有給	無償

●キャリアコンサルティング相談窓口の連絡先　　0120-057180

●福利厚生　　社会保険、有給休暇、育児・介護休暇、定期健康診断

＜　労働者派遣法に基づく情報公開について　＞

労働者派遣法第 23 条第 5 項の規定により、派遣元事業主（当社）は毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（以下「マージン率」といいます）を公開することが義務付けられています。

このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

（当該割合に小数点以下一位未満の端数が生じた場合には、これを四捨五入する）

一番多くを占めるのがスタッフの給与で料金総額の約 68%です。

次いで、スタッフの雇用主として負担する労災保険・雇用保険・厚生年金保険・健康保険などの社会保険料が約 10%となります。

また、スタッフの有給休暇を取得する際に、就業先に休暇期間についての料金請求はできませんが、当社としては、スタッフの雇用主として賃金の支払が生じる為、その引当分として 11%の費用が含まれています。

その他、会社営業担当者やコーディネーターなどの人件費、教育訓練費、オフィス賃借料、募集費等をはじめとする諸経費がかかることから、これらすべてを差し引いた残り約 1%程度が会社の営業利益となります。

◆西日本エリートスタッフ株式会社
◎福岡オフィス　〒812-0039 福岡県福岡市博多区冷泉町 10-23　博多冷泉町ビル 4F

●労働者派遣の実績とマージン率等

2024 年 6 月 1 日現在	派遣労働者の数	43　人
2022 年度 （2022 年 10 月 1 日～2023 年 9 月 30 日）	派遣先事業者数（実数）	55　件
2023 年度 （2023 年 10 月 1 日～2024 年 9 月 30 日）	労働者派遣に関する料金の平均額 （1 日 8 時間当たり）	14,772　円
2023 年度 （2023 年 10 月 1 日～2024 年 9 月 30 日）	派遣労働者の賃金の額の平均額 （1 日 8 時間当たり）	10,099　円
2023 年度 （2023 年 10 月 1 日～2024 年 9 月 30 日）	マージン率	31.6　%
2022 年度 （2022 年 10 月 1 日～2023 年 9 月 30 日）	雇用安定措置を講じた人数	7　人

●法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別等
労使協定の締結の有無：有（当該協定の有効期間の終期　2026 年 3 月 31 日）
当該協定の対象となる派遣労働者の範囲：派遣先で従事するすべての従業員

●教育訓練に関する事項

訓練種別	対象となる派遣労働者	賃金支給の有無	派遣労働者の費用負担
入職時研修	新規採用者	有給	無償
職能別訓練	1 年以上の雇用が見込まれる方	有給	無償
リーダー育成研修	1 年以上の雇用が見込まれる方	有給	無償

●キャリアコンサルティング相談窓口の連絡先　　0120-726006

●福利厚生　　社会保険、有給休暇、育児・介護休暇、定期健康診断

＜　労働者派遣法に基づく情報公開について　＞

労働者派遣法第 23 条第 5 項の規定により、派遣元事業主（当社）は毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（以下「マージン率」といいます）を公開することが義務付けられています。

このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

（当該割合に小数点以下一位未満の端数が生じた場合には、これを四捨五入する）

一番多くを占めるのがスタッフの給与で料金総額の約 67%です。

次いで、スタッフの雇用主として負担する労災保険・雇用保険・厚生年金保険・健康保険などの社会保険料が約 10%となります。

また、スタッフの有給休暇を取得する際に、就業先に休暇期間についての料金請求はできませんが、当社としては、スタッフの雇用主として賃金の支払が生じる為、その引当分として 11%の費用が含まれています。

その他、会社営業担当者やコーディネーターなどの人件費、教育訓練費、オフィス賃借料、募集費等をはじめとする諸経費がかかることから、これらすべてを差し引いた残り約 1%程度が会社の営業利益となります。

◆西日本エリートスタッフ株式会社

◎北九州オフィス　〒802-0004 北九州市小倉北区鍛冶町 1-10-10 大同生命北九州ビル 6F

●労働者派遣の実績とマージン率等

2024 年 6 月 1 日現在	派遣労働者の数	77　人
2022 年度 （2022 年 10 月 1 日～2023 年 9 月 30 日）	派遣先事業者数（実数）	98　件
2023 年度 （2023 年 10 月 1 日～2024 年 9 月 30 日）	労働者派遣に関する料金の平均額 （1 日 8 時間当たり）	14,231　円
2023 年度 （2023 年 10 月 1 日～2024 年 9 月 30 日）	派遣労働者の賃金の額の平均額 （1 日 8 時間当たり）	9,487　円
2023 年度 （2023 年 10 月 1 日～2024 年 9 月 30 日）	マージン率	33.3　%
2022 年度 （2022 年 10 月 1 日～2023 年 9 月 30 日）	雇用安定措置を講じた人数	12　人

●法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別等

労使協定の締結の有無：有（当該協定の有効期間の終期　2026 年 3 月 31 日）

当該協定の対象となる派遣労働者の範囲：派遣先で従事するすべての従業員

●教育訓練に関する事項

訓練種別	対象となる派遣労働者	賃金支給の有無	派遣労働者の費用負担
入職時研修	新規採用者	有給	無償
職能別訓練	1 年以上の雇用が見込まれる方	有給	無償
リーダー育成研修	1 年以上の雇用が見込まれる方	有給	無償

●キャリアコンサルティング相談窓口の連絡先　　0120-297700

●福利厚生　　社会保険、有給休暇、育児・介護休暇、定期健康診断